

## 確認申請にかかる事務手続きの流れ

有田川町内の事業者が平成 25 年 12 月 1 日以降に設備投資したものについて特別措置を受けようとする場合、税務申告前に設備投資の内容が計画に適合したものであるかどうかを有田川町役場企画調整課へ確認をする必要があります。適合が確認出来た場合には、有田川町企画調整課から確認書が発行されます。

事業者は、税務申告の際、この確認書を添付し税務申告を行うことで特別措置の適用が受けられます。

### 制度運用に伴う申請処理フロー

- ① 事業者は設備投資を行ったら、資本金がわかるもの、投資内容がわかるものを添えて有田川町役場企画調整課へ申請書を提出。
  - ② 有田川町は設備投資が計画に適合したものであるかを確認。
  - ③ 有田川町は確認書を事業者へ送付。
  - ④ 事業者は、税務申告の際、確認書を添付して申告。
- ※ 申請書様式は町ホームページよりダウンロードするか、企画調整課にてお渡しします。

